

旅費規程運用方針（内規）

平成7年5月14日 通 知

平成22年5月23日 一部変更

- 第1条 規程第8条に規定する軽易または定例の処理とは、文書の示達、短時間の協議その他会務に伴う簡易な事項に属するものまたは自宅における連絡等に従事する場合を言う。
- 第2条 招集する会議等が定例のものあるいは同時に多数の役職員が旅行する場合で、氏名が確定していない場合など、あらかじめ旅行命令簿を作成することが困難な場合は担当役員が別記第2号様式の内訳書を作成し、支給して差し支えない。
- 2 前項の場合は、氏名確定後に旅行命令権者の承認を受けなければならない。
- 第3条 規程第7条の規定は、依頼先から支給された旅費等が本規程による算出額に達しない場合、支給された金額を差し引いた旅費等を一般社団法人北海道放射線技師会が支給する。